

熊本県公報

第 1 0 8 9 5 号
平成 14 年 10 月 7 日 (月)
(毎 週 月 ・ 水 ・ 金 発 行)

目 次

告 示		
八代港公有水面埋立てのしゅん功認可	(港 湾 課)	1
結核予防法医療機関の辞退	(健 康 増 進 課)	2
結核予防法医療機関の指定	(")	2
道路の区域決定	(道 路 維 持 課)	3
"	(")	3
道路の区域変更	(")	3
"	(")	4
"	(")	4
"	(")	5
道路の供用開始	(")	5
"	(")	6
"	(")	6
平成 14 年度地籍調査事業計画の変更	(農 村 整 備 課)	6
公 告		
開発行為に関する工事の完了	(建 築 課)	7
登 載 依 頼		
土地収用法に基づく公示送達	(熊 本 県 収 用 委 員 会)	7

告 示

熊本県告示第 755 号

公有水面埋立法 (大正 10 年法律第 57 号) 第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成 14 年 10 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 熊本県 代表者 熊本県知事 潮谷義子
- 2 しゅん功認可年月日
 平成 14 年 9 月 30 日
 熊本県指令港第 7 号
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
 八代市新港町一丁目 19 番地先公有水面
 - (2) 区域
 次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点との地点を結ぶ昭和 40 年 10 月 13 日付け 409 構 5335 号でしゅん功通知された埋立地点を結ぶ平成 7 年 7 月 24 日付け熊本県指令港第 7 号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線 (DL + 3.18 メートルにより決定) により囲まれた区域
 の地点 八代港防波堤燈台 (北緯 32 度 31 分 9.5 秒、東経 130 度 32 分 6.1 秒) から
 95 度 15 分 59 秒 1,127.98 m の地点
 の地点 の地点から 119 度 12 分 25 秒 70.14 メートルの地点
 の地点 の地点から 164 度 12 分 25 秒 22.63 メートルの地点
 の地点 の地点から 119 度 12 分 25 秒 23.73 メートルの地点
 の地点 の地点から 74 度 12 分 25 秒 22.63 メートルの地点
 の地点 の地点から 119 度 12 分 25 秒 372.38 メートルの地点
 の地点 の地点から 29 度 12 分 25 秒 4.41 メートルの地点
 の地点 の地点から 299 度 13 分 52 秒 498.25 メートルの地点
 - (3) 面積
 2,884.89 平方メートル
- 4 埋立地の用途
 道路用地 約 0.3 ヘクタール

- 緑地 約 0.04 ヘクタール
- 5 埋立免許年月日及び番号
平成 9 年 9 月 25 日
熊本県指令港第 13 号
- 6 公有水面埋立法第 22 条第 3 項の市町村
八代市

熊本県告示第 756 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定により、次の医療機関は、その指定を辞退した。

平成 14 年 10 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

所在地	名称	開設者	
		住所	氏名
阿蘇郡阿蘇町小里 249-2	坂梨ハートクリニック	阿蘇郡阿蘇町小里 249-2	坂梨 俊彦
菊池郡菊陽町大字辛川 1923 番地 1	医療法人社団白陽会 菊陽中央病院	菊池郡菊陽町大字辛川 1923 番地 1	医療法人社団白陽会菊陽中央病院
天草郡有明町大字大島子 1990 番地の 1	鳥子ごとう医院	天草郡有明町大字大島子 1990 番地の 1	後藤 幸正
鹿本郡鹿本町来民 692 番地	医療法人春水会武内医院	山鹿市山鹿 1540 番地	医療 法人春水会
菊池郡合志町大字幾久富 1758 番地 152	有限会社ひなぎく薬局	菊池郡合志町 大字幾久富 1758 番地 152	有限会社ひなぎく薬局
山鹿市大橋通 703	菅村外科整形外科病院	山鹿市大橋通 703	菅村 常克

熊本県告示第 757 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定により、次の医療機関を次のとおり指定した。

平成 14 年 10 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指令番号	所在地	名称	開設者		指定年月日
			住所	氏名	
42	阿蘇郡阿蘇町小里 249-2	坂梨ハートクリニック	阿蘇郡阿蘇町小里 249-2	医療法人坂梨ハート会	平成 14 年 9 月 24 日
43	天草郡有明町 大字大島子 1990 番地の 1	鳥子ごとう医院	天草郡有明町大字 大島子 1990 番地 の 1	医療法人汀会	平成 14 年 9 月 24 日
44	玉名郡長洲町大字清源寺字山下 2793-1	長洲金魚薬局	玉名郡長洲町大字 清源寺字山下 2793-1	有限会社おくすりの本舗	平成 14 年 9 月 24 日
45	鹿本郡鹿本町来民 693 番地	医療法人春水会武内医院	山鹿市山鹿 1540 番地	医療法人春水会	平成 14 年 9 月 24 日
46	菊池郡合志町大字幾久富字中沖野 1758-150	有限会社ひなぎく薬局	菊池郡合志町大字 幾久富字中沖野 1758-150	有限会社ひなぎく薬局	平成 14 年 9 月 24 日
47	水俣市天神町二丁目 23-2	有限会社やまだ薬局	水俣市天神町二丁目 23-2	有限会社やまだ薬局	平成 14 年 9 月 24 日

熊本県告示第758号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、平成14年10月7日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年10月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域決定する区間等

道路の種類	路線名	区域決定する区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	西片新八代 停車場線	八代市西片町字餅田 2078番2地先から 八代市上日置町字八坪 4475番地先まで	18.0 ~ 39.0	985.0	緊道整

2 区域決定する期日 平成14年10月7日

熊本県告示第759号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、平成14年10月7日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年10月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域決定する区間等

道路の種類	路線名	区域決定する区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	宮崎芦北線	葦北郡芦北町大字花岡字伊徳庵 674番2地先から 同 所 字宇土 66番地先まで	5.0 ~ 21.4	411.8	区域編入

2 区域決定する期日 平成14年10月7日

熊本県告示第760号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成14年10月7日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年10月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	益城矢部線	上益城郡御船町大字田代字九折 8152番1地先から 同所 大字北中島字下鶴 3502番3地先まで	前	4.4 ~ 19.5	351.3	地道改
			後	4.4 ~ 40.5	345.6	
				6.0 ~ 36.3	140.0	
一般 県道	三本松 甲佐線	下益城郡砥用町大字甲佐平字田畑 487番地先から 同所 同字 同番地先まで	前	4.4 ~ 8.0	49.8	単道改
			後	4.4 ~ 20.6	55.4	

2 区域変更する期日 平成14年10月7日

熊本県告示第761号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成14年10月7日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年10月7日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	玉名山鹿線	玉名市大字河崎字尾畑 872番1地先から 同所 同字 867番1地先まで	前	13.5 ~ 15.5	61.5	国道改
			後	13.5 ~ 18.0	63.0	

2 区域変更する期日 平成14年10月7日

熊本県告示第762号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成14年10月7日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年10月7日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	芦北球磨線	葦北郡芦北町大字佐敷字山崎 363番4地先から 同所 大字花岡字宇土 65番 地先まで	前	5.8 ~ 16.4	1,290.9	緊道整
			後	14.0 ~ 44.2	1,496.0	
				5.8 ~ 16.4	1,290.9	
"	"	葦北郡芦北町大字佐敷字山崎 363番4地先から 同所 字浜田 413番1地先まで	前	8.2 ~ 15.6	488.6	区域編入
			後	6.2 ~ 19.0	602.6	
				8.2 ~ 15.6	488.6	

2 区域変更する期日 平成14年10月7日

熊本県告示第763号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成14年10月7日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年10月7日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	横野矢部線	上益城郡矢部町大字市原 1003番3地先から 同所 同字 1001番2地先まで	前	4.0 ~ 15.0	70.0	緊道整 (防災)
			後	7.5 ~ 13.0	40.0	
				4.0 ~ 15.0	70.0	

2 区域変更する期日 平成14年10月7日

熊本県告示第764号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成14年10月7日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年10月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	三本松 甲佐線	下益城郡砥用町大字甲佐平字田畑 487番地先から 同所 同字 同番地先まで	55.4	単道改
"	小鶴 原女木線	八代郡坂本村大字深水い字倉谷 2373番6地先から 同所 同字 2368番地先まで	9.0	災害復旧

2 供用開始する期日 平成14年10月7日

熊本県告示第765号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成14年10月7日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年10月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	212号	阿蘇郡阿蘇町大字黒川字三十六 138番2地先から 同所 字小次郎淵 1291番1地先まで	1,200.0	国道改

2 供用開始する期日 平成14年10月10日

熊本県告示第766号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成14年10月7日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年10月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名山鹿線	玉名市大字河崎字尾畑 872番1地先から 同所 同字 867番1地先まで	63.0	国道改

2 供用開始する期日 平成14年10月15日

熊本県告示第767号

平成14年5月1日熊本県告示第404号（平成14年度地籍調査事業の計画）の一部を次のように改め、平成14年10月7日から適用する。

平成14年10月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「 深川、袋、薄原、宝川内、一渡瀬及び長崎の各一部 」を
 「 深川、袋、薄原、宝川内、南福寺、長野及び長崎の各一部 」に
 「 大字大浦及び楠浦の各一部 」を
 「 大字大浦及び楠浦の各一部 」に改める。

公 告

熊本県公告第 757 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 10 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 菊池郡泗水町大字吉富字今寺 22 番 1、同 22 番 3、同 23 番 1、同 24 番 3、同 25 番 1 及び同 25 番 3
 19,256.85 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 熊本市十禅寺二丁目 8 番 6 号
 株式会社南星

登 載 依 頼

熊本県収用委員会公告第 14 号

公 示 に よ る 通 知

熊本県球磨郡五木村丙字金川 1106・1131 番 7、1153 番、1207 番、1242 番、1259 番の土地所有者

氏名 山下耕司（持分 45360 分の 21）

住所 居所不明ただし住民票上の住所

熊本県熊本市吉原町 12 番地

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 46 条第 2 項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局（熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けて下さい。

記

平成 14 年 9 月 30 日付け熊収第 207 号の書面（一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事の土地収用案件に係る第 8 回審理開催通知書）

（注意）上記書面を受領しないときは、平成 14 年 10 月 21 日をもって書面の通知があったものとみなされます。

平成 14 年 10 月 7 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

